

実力テスト（暴力団対策）

Q1 私の知人で暴力団員の方がおりますが、この人と食事をすることも禁止されますか？

A 場合により禁止の対象になりますが、これに違反しても条例上の制裁はありません。しかし、事実上の制裁が加わる場合があります。

埼玉県暴力団排除条例では、「何人も、暴力団員又は暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにしなければならない」と規定しています。したがって、暴力団員と「不適切な関係」例えば、頻繁に食事を共にすること等は条例上禁止されます。

尚、この規定に反しても、条例上の制裁処置はありませんが、その事実が明らかになった場合には、公共事業から排除されたり、企業との取引を停止されたりする等の事実上の制裁がなされることがあります。

Q2 飲食店を営んでおりますが、縄張りとしている暴力団員より、その経営するレンタル会社からお店に飾る絵画を月額5万円でレンタルしています。その絵画は印刷で、買っても数千円の品です。レンタルを断わらなければなりませんか？

A 断わるべきです。これは、レンタル料の名目でのみかじめ料の支払で、条例で禁止される不相当な対価での利益供与に該当します。違反すると悪質利益供与として調査・勧告・公表の対象になります。

Q3 ガソリンスタンドを営んでおりますが、近くの暴力団事務所の組員らにガソリンスタンドの駐車場を時々無料で使わせたり、車を無料で洗車したりしていました。今後は断わらなければなりませんか？

A 断わるべきです。条例で禁止される不相当な対価での利益供与に該当します。違反すると悪質利益供与として調査・勧告・公表の対象になります。

Q4 宮司をしていますが神社のお祭りの際、暴力団員の経営する露天商であることを知りながら、境内の場所を提供することは禁止されますか？

A 禁止されます。神社も事業者であり、暴力団の活動を助長する場所の提供に該当します。違反しますと悪質利益供与として、調査・勧告・公表の対象になります。

Q5 葬儀社を営んでおりますが、先日、暴力団の組長が亡くなられ、その家族から葬儀を依頼され親族主催の葬儀を行いました。ところが、1ヵ月後、若頭という人から、組で取り仕切る葬儀の申し出がありました。断らなければいけませんか？

A 断るべきです。暴力団員の親族が個人的に行う葬儀を請け負うことは、暴力団の活動を助長等するものではありませんので、条例では禁止の対象になりません。しかし、一度葬儀を行って一ヶ月もしてから再度行うような葬儀は、暴力団の資金集めや勢力拡大のためのいわゆる組葬であり、暴力団の活動を助長する利益供与（場所の提供）に該当し、禁止の対象になります。また、違反しますと悪質利益供与として、調査・勧告・公表の対象になります。

Q6 建設業を営んでおりますが、元請の建設会社から暴力団事務所の内装の仕事の注文がありました。断わらなければいけませんか？

A 断わるべきです。建設業者が、暴力団事務所の用に供されることを知って、建設工事を行うことは、条例で禁止される建設業者の悪質利益供与に該当します。請負契約の相手方が暴力団員である必要はなく、元請会社の場合でも禁止行為に該当します。違反すると、調査・勧告・公表の対象になります。

Q7 印刷業を営んでいますが、暴力団員の名刺や挨拶状の印刷の仕事の注文がありました。断わらなければいけませんか？

A 断わるべきです。暴力団の活動を助長する利益供与に該当します。しかし、通常の価格であれば悪質利益供与には該当しませんので、違反しても条例上の制裁措置の対象にはなりません。

但し、その事実が明らかになった場合には、公共事業から排除されたり、銀行取引を停止されたり、企業との取引を停止されたりするなどの事実上の制裁がなされることがありますので注意が必要です。

Q8 コンビニを営んでいますが、小指がなく刺青をしている暴力団員風の人々が時々買い物に来ることがあります。このような人にコンビニの品物をおくことは禁止されますか？

A 禁止されません。レジで暴力団員かどうか確認することは事実上困難です。また、仮に、暴力団員であったとしても、禁止される利益の供与は、暴力団の活動を助長等するものであることが必要ですので、暴力団員個人の生活に必要な範囲のものを売るとはこれに該当しません。

暴力団員が組事務所当番数名のために食料を買いに来たことを知りながら、食料を売った場合には、暴力団の活動を助長するものであり禁止される利益

供与に該当すると思われます。但し、通常価格での販売であれば、悪質利益供与には該当しませんので、条例上の制裁はありません。

Q9 水道事業を営んでいますが、暴力団事務所にひく水道工事の注文がありました。断わらなければいけませんか？

A 断わる必要はありません。電気、ガス、水道等の供給は、法令上の義務であり、このような行為は条例上利益供与禁止の対象から除外されています。

Q10 ホテル業を営んでおりますが、暴力団が主催する新年会であることを知らずに宴会の予約を受け付けたところ、直前になり暴力団の主催する新年会であることが判明しました。そのまま新年会をホテルでやらせると、条例違反になりますか？

A 契約書等に暴力団排除条項がなく契約の解除等ができない場合には、新年会をそのまま行っても、情を知らないで締結した契約に係る債務の履行として条例上禁止の対象にはならないでしょう。

但し、暴力団排除条項も定めないでにおいて、債務の履行として、漫然と暴力団に利益供与をすることになれば、条例上の制裁を受けないとしても、新聞等により事実が発覚すると、社会的非難を浴びることはもちろんですが、銀行取引約款に基づく銀行取引停止や暴力団排除条項に基づく企業との取引停止等、事実上の制裁がなされる可能性もあるでしょう。